

大浦事件

——政治家の法的責任と政治的責任——

前田英昭

はじめに

- 一 事件の背景
 - 二 議会における事件究明
 - 三 大浦内相告発と不起訴
 - 四 事件の残した教訓
- 終わりに

はじめに

「汚職」という言葉は政治家に関して幅広く使われているが、政府が議員を買収するという特殊なパターンもその一つの例である。国会開設後の第一回帝国議会において、明治二十四年、山縣内閣は、予算成立に対する自由党の抵抗を排除するため、土佐派「切り崩し」に「黄白」を使ったことが知られている。⁽¹⁾ その際、法制局長官井上毅

と大蔵次官渡辺国武のアイデアで政府の機密費が使われた。このときには、汚職という意識が芽生えていなかったため、特に大きな政治問題に発展することはなかった。

松方内閣が大成会の多数を味方につけたとき、伊藤内閣が自由党を軟化させたとき、政友会総裁原敬が内務大臣時代に郡制廃止案を強行成立させようとしたとき、これらの場合などにも、政府から議員に対して金がばら撒かれていたと言われている。⁽²⁾ こういう一連の政府の金による議会操縦は、一般に「議員買収」という表現で論ぜられている。その実態は明確にならないものであるが、大正三年の第二次大隈内閣のときの大浦事件は、同僚議員による執拗な事実の究明並びに政治的及び法的な責任追及によって、その実態がかなり明らかにされている。本稿では、内務大臣大浦兼武と衆議院書記官長林田亀太郎を中心にして、議員買収の実態を明らかにするとともに、事件が残した教訓は何かについて考えることにする。

注

- (1) 木野主計「井上毅と梧桐文庫」〔書齋の窓〕一九八九年九月号所収
- (2) 「法律新聞」一〇二八号

一 事件の背景

初めに大浦と林田の人物像を見ておく。大浦兼武は、明治八年、警視庁警部補、明治十年、石川県の百姓一揆鎮圧に出張、明治十五年、大阪府警察部長、明治十八年、兵士と警官との乱闘の際、中尉の軍服を着て兵士を鎮圧、山縣有朋に知られ、各県知事を歴任、警視総監の後、第二次大隈内閣では農商務大臣、大正四年の解散のときは内

務大臣を務め、選挙干渉に辣腕を振るい与党を勝利に導いたが、そのために野党政友会村野常右衛門に告訴され、前年の二個師団増設案成立に際して行った議員買収が発覚し、その責任をとって大臣を辞職するとともに、政界から引退することとなる。

林田亀太郎は、郷里熊本において幼少教育を自由党（政友系）の先輩から受け、大学卒業、金子堅太郎子爵のあつせんで法制局に出仕し、井上馨子爵、伊藤博文公爵等に知られ、陸奥宗光伯爵に抜擢されて衆議院書記官長の職に就いた。大隈内閣の二個師団増設案に対する野党の反行動は、林田にとっては、「私党に墮落したと言わざるを得ない」ような態度のように見えた。時あたかも欧州大戦中で、各国から日本参戦への要請は来るし、日露戦争参加者からは軍備拡大の声が出る。事件当時、林田は、内閣から任命されて衆議院書記官長の地位にあり、閣内の「議会議縦係」を務める大浦内務大臣の下で、政府と議会との連絡係を務めていた。このように林田は大浦と深い関係にあった。

次に、大浦事件追及の舞台となる衆議院の与野党勢力を見ておく。議会は議決機関だから、数が物を言う世界であり、政府にとっては多数派の支持を得られるかどうか、または、いかにして多数派をつくるかが常に最大の問題である。大正三年十二月召集の第三十五回議会では、第二次大隈内閣の与党は、衆議院で、同志会九五、中正会三六、これに対して野党は、政友会二〇二（その後解散時には一八四に減少）、国民党三五、無所属一三（解散時には三三に増加）で、少数党内閣であった。大隈は旧敵の山縣、桂と組み、大浦兼武を農商務相として入閣させた。大隈の二箇師団増設案（増師案）は、政友会の多数による激しい抵抗に阻まれて否決された。大隈は直ちに解散するとともに、大浦を内相に任命して選挙必勝の万全の態勢をとった。当時、内相は警察、地方行政、選挙などの内政全般を所管

する首相に次ぐ閣内ナンバーツの地位にあった。

大正四年三月二十五日の総選挙の結果は、与党の同志会一五〇、中正会三五、大隈支持の無所属団五六、合わせて二四一の絶対多数にふくれあがったのに引き換え、野党の政友会は、中橋徳五郎、竹越與三郎、若尾幾造、鶴沢聡明、大岡育造、戸水寛人、伊藤大八、奥繁三郎、粕谷義三などの大物が枕を並べて落選し、総数一〇四に激減、国民党二七、無所属九を会わせて、その勢力は一四〇にすぎなかった。第三十六回議会では、大隈内閣は、与党多数の優位の上で政策を進めることができた。

二 議会における事件究明

〔議院の会議〕

大正四年五月十七日に召集された第三十六回特別議会では、総選挙で敗北を喫した野党政友会は、手負いの獅子のように、政府の対支二十一か条交渉の拙劣さを糾弾する日支外交に関する内閣弾劾決議案を提出したが、あっさり否決された。次いで、大浦内相の選挙干渉の事実が明るみに出たのをとらえて、野党は大浦内務大臣弾劾に関する決議案を提出した。

大正四年三月の総選挙に関して、各地で選挙違反が続々摘発されていた。四国丸亀市を選挙地盤とする白川友一は、予審調書によると、時の内務大臣大浦兼武に一万円寄付し、政敵の加治壽衛吉の立候補を取りやめるよう大浦に働きかけた。大浦が林田に指示して増師案成立のため白川を含む野党議員にその金を分配させたというのである。それが事実だとすれば、大浦と林田は選挙法違反と収賄罪、さらにはその幫助罪をも構成するとされた。

大浦内務大臣弾劾決議案

規律を厳にし官紀を肅にするは、治国の要道なり。任に輔弼に当たる者須らく忠直清廉、以って心力を傾尽し範を百僚に示さざるべからず。子爵大浦兼武内務大臣の重職にあり、衆議院議員の総選挙に際して不正の贈遺を受しその事遂に訟廷に暴露するに至れり。しかも、恬然としてその責めを引かず。かくのごとくんば官府の威信、何によりてか保たん。衆議院はここに院議を以って内務大臣子爵大浦兼武の処決を促す。

理由 大正四年三月二十五日挙行の衆議院議員選挙に際し、大浦内相が公正嚴格に選挙の取り締まりをなすべき重職にありて、衆議院議員候補者白川友一の当選を援助し、同人より一万円の贈遺を受け、これを收受したる事実が、高松地方裁判所繫属の白川友一衆議院議員選挙法違反事件の調書に照らして明白な事実にして、官紀の紊乱実これより甚だしきはなし。

決議案は、六月七日の衆議院本会議に上程された。横田千之助が尾崎法相に大浦内相に関する新聞記事の信憑性について確認した後、政友会院内総務の元田肇がその趣旨説明を行った。

元田は大浦内相の責任を追及し、辞職を迫った。

私は大浦内相及び林田書記官長と旧知の間柄にあり、このような人々の事柄に関連し、殊に内相に対して処決を促そうとするには衷心忍びざるところである。大浦内相は今回の事件に関し金銭收受の事実なしと言うも、公平なる司法官はこれを証明した。(ここで予審調書の一部を読み上げ)引責辞任を求める理由は、①内相に「心事の公明」

を期することができない、②官紀を振肅し、かつ法の威信厳正を保持することができない、③行政長官が刑事訴追を受けたときは、陛下と国民に対して速やかに責めを引くべきが立憲国家の通則大義だという点である。元田は、その先例として、星亨逋信大臣と後藤伯爵農商務大臣が官紀振肅を期して引責辞任した例を挙げ、今回、大浦内相が、選挙違反と贈収賄の事実を直視し、先例にならない、速やかに処決されることを求めた。

決議案の討論に先立って、同志会の荒川五郎（進行係）は、重要な案件であるとして、本案の委員付託を発議し、議院はこれを決し、島田議長は大浦弾劾委員十八人を指名した。

〔委員の会議〕

委員は直ちに別室第二面談室に参集し、藤沢幾之輔を委員長とし、田川大吉郎（中正）、紫安新九郎（無所属）の二人を理事として委員会を開こうとしたが、各派の議員が殺到したため、会場を予算委員室に移して審査を行った。

冒頭、藤沢委員長は、「大浦内相、白川友一及び林田書記官長からの出席・弁明の要求を諮った。林田出席については意見が分かれた。争点は、政府委員でない者の出席を認めることが議院法七十三条の「人民及び議員の召喚禁止」規定に反しないかどうか、その先例の有無にあった。当時、議院は国政調査のための証人喚問権を持たなかった。委員会は、採決で書記官長の任意出席を認めた。

まず小河源一の事実関係についての質疑に対して、大浦は、「白川友一とは、これまで知る仲であり、たまたま総選挙にあたり、大正倶楽部の同志に一万円を寄付したいとのことで、まことに篤志だと感心した。事実はこちらだけ

である」と答えた。これは「偽証」であることが後に判明する。

横田千之助は、「事実の真相は司法裁判所に任せ、議会は政治問題として論ずべきだ」と述べた。野添宗三の内相による候補者調整の有無についての質問に対して、内相は「白川と加治との候補者調整は最終的には失敗し、私は前代議士再選の方針に基づいて白川友一を推薦した」と答えた。

贈賄者とされる白川本人が発言した。「加治との調整は本委員会の問題ではない。私が大浦内相に金銭を贈与したことは絶対にならない。また、選挙に際して大正倶楽部の孤立がすこぶる苦境にあるのを見て、わずかながら一万円を同志に分配しようとしたが、わずか一万円では全体に分配することができず、比較的当選確実な者に充てようとし、坂本に託し友人某を介して大浦子爵にその意見を聞こうとしたが、事実はそのように運ばず、したがって子爵には何ら関係ない。直接大浦子爵に一万円を渡したような予審調書の記載は、最初の目論見どおり、坂本が大浦子爵の意見によって分配したものと思ひ込み、坂本より直接分配した事実を知らないために生じたものである。大浦子爵は断じて金銭に関係ない」と断言した。「大正同志会」とは、前の第三十五回議会で、白川ら十八人の議員が大浦の買収の誘いに応じて政友会を脱党したとされるグループである。

次に林田書記官長の出席問題が蒸し返された。陪席中の島田三郎議長は、特に発言を求め、委員会がさきに決めた書記官長の説明聴取は、憲法上また議院法上、不都合であるから、委員会より四、五名の者を選んで個人の資格で林田書記官長と会談し、その談話内容を全委員に報告されてはどうかと提案、副議長花井卓蔵もまた同意意見を述べた。

委員長はやむなく多数意見に従って一時休憩し、小河、横田、紫安、野添、田川、藤沢の六名が各個人の資格で

林田書記官長と議長室において会談した。その会談の様子は、記録に基づいて次のように報告された。

林田書記官長 私がこのことに関係した初めからお話すると、一月末であったか、二月初めだったか、よく日時を記憶していないが、増田穰三(香川県選出代議士)が来られ「あの大正倶楽部の連中は、運動費はなし、保護を受ける道もなし、非常に弱っている。白川なども大いに同情している。しかし、あの連中では、白川が一番金融がよいから、白川に自分も今話してきたところだが、白川は、都合がつかぬなら、どうにかしたいと言っているし、あるいは都合よくいくかもしれない。そういうことになれば、皆もさぞ喜ぶだろうと答えました。というのは、あのとき、政友会の者も、私のところに来て、金策の御相談になったこともあるし、その他各方面からいろいろの相談を受けたのです。そのうち最も頻繁に来たのは、大正倶楽部に属している者である。そうした事情ならば、私もよろしかろうというので、自分で信書を認めて、「増田君からこんなことを聞いたが、事実ならば皆も喜ぶだろう」と白川に言っちゃった。

それから、ちようど二月の十二、三日ごろ、私は関西地方に旅行して、同月二十二、三日ごろ帰ってきた。帰ってみると、坂本という白川の番頭からたびたび電話がかかって、急に会いたいというので、何のことかと聞いてみると、いよいよ一万円の都合がついたから、金をすぐ送る。どうか大浦内相に取り次いでもらいたい、分配方を御一任したいから頼むというのであった。

ちようど私の留守中に、あちらからも電報や手紙で、どうか都合してくれというのが非常にあつた際だから、大いに喜んで、今の番頭の申し込みを大浦さんのところに行つて話すと、それはまことに奇特なことであるが、大正倶楽部の設立には俺はまるつきり関係がない、したがつてそういう金は自分が受けて分配することはできないと確かに謝絶された。そこで私は、その趣旨を番頭に通じ、「やめるか」というと、「大浦さんにあげる目的ではなくして、大正倶楽部が目的であるし、主人においても、こういう金を出すと一度決心した以上、今さら引つ込めもしまいし、全体、私は選挙のことについていたずらに加勢に出てきているけれども、議員選挙や何かのことは全くわかりません。皆様方に御相談のうえ、取り計らえと言われきていますから、どうしたものでしょう。」ということであつた。しかるに事實は、翌日になつても現

金は来ない、翌日も同様。一方、各方面からは矢のように催促が来る。仕方なしに「自分で電報をやるからお前も打て」といつて、すぐ「すぐ金送れ、待つ」という電報を白川宛てに打った。それから二十六日と思う。金がきたといつて、番頭が持ってきた。ちょうどその電報と前後して手紙が届き、こういう人にこれくらいやりたいという自己の希望が書いてある。少ないのは千円、多いのは二千五百円ぐらいの額で、名前も書いてあった。私もすでに大浦子爵が分配を断った以上、坂本に向かつて「君、ひとつやったらよかるう」と言った。ところが、坂本は「自分には一向わからないから何分頼む」というので、白川の手紙を斟酌して、私も意見を加えて、それぞれ分配してしまつた。それで誰にいくら配つたということや、どの手を経てどうしたかということは、悉皆わかっているが、人の名誉に関することゆえに、必要以外のは陳述は控えます。事実はこの通りである。

小河源一（同志会） お尋ねしますが、その坂本という番頭とお話するうちに、何か白川と加治との間に交渉妥協の談判があつて、そのことについて大浦が多少の労をとられたとか、あるいはその報酬だとかいうようなことがありましたでしょうか。

林田書記官長 微塵もありません。これは別の問題ですが、今度の新聞を見て笑つたことであります。大浦子爵への報酬の意味だったら、大正倶楽部にやらず、同志会にやりはしないかと笑つたことです。それで受取りや何かもすっかり保存してありますから、どの銀行でどうしたということも、ちゃんと書付けがあります。もしここで秘密会でもお開きになるならば、御覧に入れてもよろしゅうございます。

小河源一 それは他人の名誉に関することですから、必要あるまいと思ひます。

横田千之助（政友会） 私は別にお尋ねすることはありません。

野添宗三（国民党） 坂本を大浦子爵に御紹介になつたことがありますか。

林田書記官長 私は紹介いたしません。

藤沢幾之輔（同志会） それだけでよろしゅうございますか。（「よろしい、よろしい」と言う人あり）。ではこれだけにいたします。

委員会は、再開後、林田との面談の経過を聞き、さらに「白川の委員会における発言と予審調書との食い違い」について、白川から、「坂本が金を送ったのは自分の拘留中のことで、自分は坂本が大浦子爵に分配を依頼したと信じたため」との弁明を聞いた。委員会は弾劾決議案を多数で否決した。

〔議院の会議 続〕

引き続き開かれた本会議では、藤沢委員長の審査報告の後、横田千之助（政友会）が少数意見を報告した。

横田千之助（政友会） 衆議院は事実を確定する場ではない。ゆえに、大浦内相に不正の贈遺を受けた事実の有無、選挙法違反の事実の有無を確定しようとはしないが、大浦内相はその嫌疑を受け、告発されたのは事実である。しかもその事実は裁判官の行った予審調書に明確に記載されている。大浦はその事実を反証を挙げて否定しなければならぬ立場にある。この事実が、政治上、司法上問題になることを予期して、利害関係者が大浦邸に集まって鳩首協議し、事件を曖昧にしようとした証拠もある。内相は、忠直清廉、中央地方の百官の師表となり規範となるためには権威ある地位を去るのが当然である。

野添宗三（国民党） 大浦は、予審調書に明らかのように、白川を推薦・当選させるため、同選挙区の加治を引退させることに尽力された。その方法は、警保局長―地方の警察部長への命令である。選挙取締りの責任者が選挙法違反をあえて行い、その見返りに白川から一万円贈遺を受けた。この事実がある以上、その責任を負うのが当然である。その証拠は電報である。「早く願いたし電待つ」。この電報は大浦内相が林田書記官長を通じて白川に送金を促したことの証拠である。また「まだ着かぬ林田からたびたび催促あり」の電報もある。「白川が大正俱樂部救済の

ために進んで金員を提供した」云々は、事実ではない。

このような討論を経て、大浦内相弾劾決議案は、一三〇対二三二で否決された。

野党は、この敗北にもめげず、問題をエスカレートさせ、内相の監督責任または連帯責任だと追及して政友、国民、無所属の三派結束して新たに内閣不信任案を提出した。

内閣不信任決議案

さきに政府の衆議院を解散するや、弄策万端、濫に官権を挟みて選挙に干渉し、憲政の本義を紊る。しかしてその議会の質問に会うや、徒に詭弁を以って一時を糊塗せんとす。本院はここに院議を以って内閣不信任の意思を表明す。

決議案をめぐって、与野党は激論を展開し、発言を求める者が続出し、議場大混乱の中で、島田議長は採決を強行、決議案は否決された。野党三派は、議長の強行措置に抗議して、議長不信任案を提出した。

議長不信任決議案

衆議院は議長島田三郎君を信任せず

理由 議長は、政府与党のみによって議事を進行させ、神聖なる議場を帝国議会開設以来の未曾有の大混乱に陥れた。ゆえに島田三郎は議場整理の能力を欠き、与党に偏し、政府に迎合するものであって、立法府の議長たる

資格なきものである。

採決の結果、議長不信任案も、二一一对一六の大差で否決された。野党の大浦内相及び大隈首相に対する政治的責任追及は、すべて不発に終わった。しかし、政略的な意図があつたにせよ、これだけの議会の熱心な議論が国民に与えた影響は大きく、それがその後の大浦事件の裁判に強く反映したであろうことは容易に想像できる。

三 大浦内相告発と不起訴

政友会の村野常右衛門は、野党敗北にショックを受け、総務の職をなげうって大浦内相を告訴した（大正四年六月十七日）。ここから裁判所における法廷闘争が始まる。

上 申 書

自分儀曩ニ子爵大浦兼武ガ身輔弼ノ重任ニ在ルニ不拘濫リニ私心ヲ挟ミテ選挙法違反収賄ノ犯罪ヲ敢行セシ事実アル事ヲ発見シ邦家ノ為メ寒心ニ不堪蔽明ナル御審問ノ下ニ事実ノ判明ヲ求メ度大浦等ニ対シ告発状提出仕り置候処其後本件ニ関連スル事項ニ付キ左ノ点聞及ビ候ニ付御参考ノ為メ此ニ上申仕り候

一 大浦子ト白川友一氏トノ親近ノ関係ハ客年十一月、二月ノ交第三十五帝国議会ニ於ケル増師問題ガ政治上ノ題案トナリシトキヨリ特ニ其度ヲ増シタルモノニシテ当時白川氏ハ政友会ノ代議士トシテ政友会ノ方針タル二師団

増設反対論ニ反対シ其同志糾合ノ名ノ下ニ政友会関東派中十一二名ヲ羅致スル為メニ大浦子ト声息ヲ通シ白川氏自身ノ所持金約一萬円ヲ代議士板倉中氏ニ交附シ以テ関東派中ノ数代議士ヲシテ政府案即チ二師団増設ニ賛成セシメ遂ニ政友会ヲ脱会セシメタル事実

一 其後變リ十二月二十日前後ニ至リ白川氏ハ大浦氏ヨリ政友会中ノ関東派中一部代議士ニ対スル買収費トシテ板倉中氏ニ対シ金約二萬円ヲ交附シタル事実アルヲ白川氏自ラ直接大浦子ヨリ関知シ板倉氏ノ強欲ナルヲ憤リ白川氏板倉氏間ニ非常ノ口論（格闘アリシトモ云フ）アリシ事実

一 当時代議士本出保太郎氏ハ白川、板倉両氏間ニ介在シ曩ニ白川氏ガ板倉氏ニ交附シタル金一萬円ノ中数千円ノ取戻ヲ為シタル事実

右ハ要旨ニ候ヘドモ此事実御取調相成候ハバ大浦子が第三十六議會弾劾決議案委員会ニ於ケル「白川氏ハ熟知ノ人ニアラズ」トノ意味ノ言明ハ全ク虚妄ノ言ナルコト明白スベク且以上事実ノ真相発露スルト同時ニ関係者中瀆職ノ罪ニ該当スルモノ可有之政治界廓清ノ為メ且大浦子ニ対スル告発事件ノ真相ヲ判明セシムル為メ以上ノ事実至急徹明ナル御審理奉願候

村野の内相告発の心境にはすさまじいものが感じられる。「大浦内相を告発したのは、自分の一身を賭して企てたので、三十幾年憲政に尽くした自分の真心から湧き出たのである。内相の一万円事件に関係あることは、自分は信じて疑わぬが、林田書記官長が起訴されたとなると、この問題は全部林田書記官長が背負って立つことは、過ぐる議会の委員会のと様子から推して明瞭である。自分は今日まで単に告発しただけで、それ以外は神聖なる司法

権に信頼して事件の成り行きには一向注意しなかったが、林田書記官長がやられたということとは、同氏には気の毒だが、自分の初志が幾分達せられたわけである。この際、果たして内相が潔白であるならば、自分を誣告罪に問いでもするようなことがあれば、結構だと思う。それはともかくも、内相は官憲を応用して選挙に勝つと同時に辞職をするのが当然だったので、今となつては時期を失しておる。なお、政友会がこの事件をきっかけに内閣乗っ取りをやるだろうなどという人々もあるが、自分の考えとしては、政友会はなお西三年、野にあつて野党の苦しい経験を積んだ方がよいと思う。」（「法律新聞」一〇二八号）

村野の告発に基づいて、地方裁判所検事局における予審及び公判が開始される。第三十六回議會閉会后、七月に入り、嫌疑は大浦内相の身边に及んだ。大浦は七月二十八日の閣議で事実を認め、翌日、大臣を辞職したのみならず、貴族院議員その他の一切の公職から身を引いた。林田書記官長はじめ、十数名の議員はことごとく刑事訴追を受けたが、事件の元凶である大浦内相のみは起訴猶予となった。大浦の責任は、一閣僚の辞職、政界引退問題にとどまらず、大隈首相辞任問題にまで発展した。大隈首相は総辞職を天皇に奏請するが、慰留されて、大隈は首相の座にとどまった。これは俗に「狂言辞職」と言われたが、事態はそれほど切迫していた。これを不満とする加藤外相、若槻蔵相、八代海相は閣外に去った。

大正五年六月五日、被告の林田書記官長、衆議院議員十四名、番頭一人は、有罪の判決を受けた。裁判は異常に短い期間で終了した。大浦内相は既に起訴猶予で裁判の対象から外されていたが、林田書記官長は百五十円の罰金刑、その他は数月の懲役で、いずれも執行猶予付であった。林田は一審の判決に服した。

選挙違反の捜査は、議員買収による贈収賄罪事件に発展していった。大浦内相の贈賄罪に関する事実関係と大浦の罪の意識を確認しておく。（「大浦兼武選挙違反事件調査」参照 数字はページを表す）

八月十三日 大浦兼武 第一回予審調書（六一七〇）

問 板倉中が証人（大浦兼武）に対し増師賛成意見を述べたことはないか。

答 昨年十月か十一月かのように思います。板倉中が私宅に参り、千葉県に政友会支部の総会があるにつき、これに出席して演説せねばならぬが、自分が増師賛成であるから、そのことを原敬のところに行って話したるに、原は、支部の総会において、増師賛成意見を述べる者もあり、反対意見を述べる者もあるようでは困るから、あまり明白に賛成の意見を述べない方がよからうと言われたが、自分はあくまでも賛成意見を述べるつもりだと言っております。

問 板倉が金を要求したことはないか。

答 板倉は、議員をまとめて政府案に賛成するから金を出してくれよと申しました。それで数回に一万三、四千円を渡したと思います。

問 金は証人の自宅において渡したのか。

答 さように思います。もつとも、議院において渡したこともあるように思います。

なお、この場合において、自分のその当時の意向を申し立ておきます。大隈首相は、正々堂々とやって、議会が増師案に反対して否決するならば、解散して世論に問うという意見でしたが、私は解散して総選挙を行えば、いつも五、六千人ないし一万人の犯罪者を出し、非常に国家の不祥事なるのみならず、増師案の成立は、ひいて陸海軍の軋轢となる恐れもあり、面白ろからぬ結果に立ち至るから、多少金を使っても解散を避け、政府案の通過を図ることが万全の策と思いましたが、彼らの要求に応じて金を渡したのです。しかしその金を板倉がいかに使ったかは私は一切知りません。

問 白川に対して渡した三万円余の金も、板倉に渡した金とその趣旨は同様であったか。

答 さよう、全く同様です。当時の政策上の必要より渡したのです。もともと議員買収などということは予想されておらなかったのです。その金を白川、板倉等がいかに使用するかは、私はあらかじめ考えていなかったのです。

八月十七日 大浦兼武 第二回予審調書（六一八〇）

問 証人より板倉に渡された金は八千円と二千元、合計一万円ではないか。

答 私は一万三、四千元渡したと思っておりますが、よく考えてみると、昨年十二月議会解散前に渡した金は一万円にして、本年総選挙前にその費用の補助として二、三千元渡したように思います。なお、前回に議院でも板倉に金を渡したように申しましたが、よく考えてみると、自宅で渡しただけでした。

質 最初、板倉は三十万円ばかり出金を要求したにあらざるや。

答 大金があれば大いに戦えるとは申しておりましたが、三十万円の要求を受けた記憶はありません。

問 十二月二十六、七日ごろ、板倉が参り、証人より受け取った金を同志議員に分配した計算上の報告をしたのではないか。

答 その辺のことは覚えておりません。殊に議会解散後しばらく板倉には会わなかったようです。

問 板倉は証人より受け取った金を……等に分配した旨を話したことはないか。

答 いつであったか、日時は忘れましたが、関東組の者に金をやったということは、確かに申しておりました。しかしその人名、金額等は覚えておりません。

問 関ほかに証人宅に来た者はないか。

答 関は、いつであったか、一度来ましたが、しかし金のこととは何とも申さず、茨城県の湖沼のことについて話したように思えます。

問 湖沼の問題はどうなったか。

答 沼の埋め立てを出願したから、許可になるようにしてもらいたいと申しました。しかもそれは県庁の管轄であるから、自分はいかんともできないといって拒みました。

問 板倉に渡された金を同人が自己の必要上、勝手に使用することは許されないものなのではないか。

答 さようです。いわゆる政戦上の軍費として渡したのですから、板倉が自分の費用にいたすべきものではありません。反対党が攻め寄せてくるから、これを防御するための費用、すなわち正当防衛をなすための費用に供するため板倉に渡したものです。しかし私どもは、議員を買収するがごとき考えではなかったのです。

大浦には贈賄罪の意識はなかったと推察される。

当時の法相尾崎行雄は語る。

「従来は、有力な行政官の犯罪行為は、おおむねこれを不問に付したようだ。大浦内務大臣が議員を買収したという告訴が起こった。この類の国策関係のものは多くはこれを不問に付する慣例であったが、予は、司法権を尊重する趣意によつて、時の検事総長平沼騏一郎と次官の鈴木喜三郎に告ぐるに、公明正大の処分案を立つべき旨を以つてした。両君は、慎重に調査考究の末、一案を協定して、予のところを持ってきた。それは大浦内相が、一切の公職を辞し、政界を隠退して謹慎するならば、刑事的制裁を加えないでも、刑事政策の目的を貫徹し得るというのであった。明治年間には、議員買収や、選挙干渉等に関する官吏の犯罪行為は、たくさんあったが、起訴したことのないのはもちろん、行政処分を以つて懲戒したことすらなかったと思う。……大隈総理は買収には関係しておられると思うが、部下の大臣中に買収した者がある以上は、監督不行届きの責任に対して、陛下に謝罪しなければなるまい。……予の目的は、司法部の権威を維持するにあつた。明治以来久しく政府にいた上流の官吏は、時の内閣の

方針を遂行するためならば、法律などは少しは犯しても差し支えないと信じているようだ。現に議員買収問題で、善後策を内閣に持ち出したときに、大浦内相は、少しも自己の非違を咎むるような顔色なく、ついに昂然として起立し、「しからば堂々と争いましょうか」と言われたから、予は思わず噴き出した。明白に法律を犯していながら、堂々と何を論議するつもりか、予は大いに驚いた。大浦君は、国策遂行のためになした公務だから、議員買収のごときは豪も咎むべき理由がないと確信しておられたらしい。（「尾崎詔堂全集」第九卷 二〇四頁）

大浦は、増師案を成立させるといふ使命感から金を渡したのであり、仮に罪だとしても、「正当防衛」だと主張している。しかし、刑法に照らしてみれば、総選挙に際して、選挙運動の謝礼として、かつ職務に関連して金銭を受した疑いが極めて濃厚であった。それにもかかわらず大浦は不起訴及び起訴猶予になった。国民の批判に対して、尾崎法相は、第一事件を不起訴に、第二事件を起訴猶予に決した理由を次のように公表せざるを得なくなった（大正四年八月二十三日）。

第一事件

本件は、村野常右衛門氏の告発にかかるものにして、その事実の要領次のごとし。すなわち大浦兼武氏は、大正四年三月、衆議院議員総選挙の執行に際し、丸亀市における議員候補者白川友一氏の選挙を容易ならしむるため、白川氏の反対候補者加治寿衛吉氏に説き、その立候補を断念せしめ、また丸亀市の選挙有権者に対して、白川氏のために推薦状を発したる事実あり。しかして、その前、白川氏が大浦氏と会見したる際、大浦氏においてその与党所属の議員候補者より選挙運動費補給の要求あるも、これに応ずべき資金乏しくして意のごとくならずとの嘆声を漏らしたることあるより、白川氏は同年一月下旬に至り、大正倶楽部のために選挙運動費として金三万円を支出し、大浦氏の手を経て、これを寄付したき旨申し出て、そ

の金策方に奔走したるも、金融意のごとくならず、苦心しおりに、二月下旬に至り、前衆議院書記官長林田亀太郎氏は、大浦の意を受けて白川氏の前示の申し入れを履行せんことを催促したるをもつて、ここに白川氏支配人坂本和吉氏をして金一万円を林田氏に送付せしめ、大正俱樂部員に対する分配方を大浦氏に委託したるより、大浦氏は、林田氏をしてこれが措置をなさしめたるものにして、その事実明白なるも、大浦氏が右金一万円を受けたるは、白川氏のためになしたる選挙運動の報酬として收受する意思をもつてなしたりと認むべき証憑十分ならざるをもつて、本件はこれを不起訴処分付したり。すなはち告発人においては、大浦氏が右金一万円を受けたることをもつて、収賄行為なりと主張すれども、大浦氏の当時の職務に関して收受したる廉、豪も存在せず、したがつて収賄罪と認むることを得ず。

第二事件

本件事実は、林田亀太郎氏等に対する予審終結決定に示すがごとく、大浦兼武氏は政友会所属の不平議員を誘致し、議会における重要な政府案の通過を図るべしとの林田氏の申し入れに基づき、この機に乗じ、一挙して政友会の多数を打破し、もつてその所信の政策を実行せんとするの念慮より、資金を調達し、これを林田亀太郎氏及び板倉中氏に交付したるものにして、その行為たるや、議案の通過を図り、政策の実施を遂行するに急なる余り、内閣の方針に戻り、その手段を誤るに至りたるものにして、豪も私利を営み、利欲を満たすに出でたるにあらず。しかして、大浦氏はすでにその責任を自覚し、すべての公職を辞し、有爵者たる地位を退き、かつその所属の政党を脱し、将来、政事に関与せざるの決意を表し、深く謹慎の實を示したり。ゆえに、上示の行為が贈賄罪を構成すといえども、その犯情原諒すべきものとあり、爾後の謹慎悔悟の状とに見て、処罰の要なしと認め、起訴猶予処分をなしたり。

起訴猶予処分

そもそも、起訴猶予は、十数年前より行い來たる刑事政策上の処分なり。およそ犯罪はこれを訴追し、刑罰法令を適用するをもつて通例とするも、刑罰を用いずして公安秩序を保持することを得べき場合においては、犯罪ありといえども、これを

訴追せざるをもって、刑政の目的に適合するものとして、この方針のもとに檢察事務の運用をなし来たれり。しかして、いかなる場合に起訴猶予処分をなすべきや、これ刑罰の目的を離れて決すべきものにあらず。刑罰の目的は、犯人をして改悛せしめ、再犯をなすことなからしむること、法の威力を示し、一般世人を警戒することとの二途にほかならず。刑罰を科するにあらざれば、その目的を達することを得ざる場合においては、これを起訴すべく、刑罰を科せざるもその目的を達することを得べき場合においては、起訴猶予をなすべきなり。決して犯人の地位の高下、処分の尊卑等により、これが適用を二三すべきものにあらず。今本件につき見るに、その行為たるや、収賄罪のごとく自己の職務を汚る者とは、その質を異にす。しかもこの犯罪につき訴追をなすべき要ありや否や。大浦兼武氏の悔悟謹慎の状は、その再犯の恐れなきを認むべく、また向後、政府の要路にありて、政策の実行に当たる者等においても、かかる行為に基づく大浦氏の隠退に鑑み、断じて同様のことを行うがごときことなしと信ず。すなはち一般刑政の運用方針に従い、科刑の手段によらずして刑罰の目的を達することを得たりと思料するをもって、ここに起訴猶予処分をなしたるなり。

尾崎法相の言う趣旨は次のように要約できる。大浦の第一事件における金の收受は、職務に関して收受したものでないので、収賄罪を構成しない。第二事件における金の收受は、贈賄罪を構成するといえども、大浦の犯情及び爾後の謹慎悔悟の状が認められる。したがって大浦を不起訴及び起訴猶予処分にするのが相当である。大浦の悔悟の誠意と、内相ほか一切の公職辞職は、今後、政府による議員買収の根絶が期待できる。起訴猶予処分は刑罰の目的に照らして決せられるのであり、刑罰の目的は①犯人をして改悛せしめ再犯をなすことなからしめること、②法の威力を示して一般世人を警戒することにある。

ここで注目すべきは、まず第一に、大浦を不起訴・起訴猶予にするために、買収の発議者について裁判所の事実認定に意識的に変更が加えられていることである。すなわち、①公判開始の予審終結決定書及び大浦内相を不起訴・

起訴猶予にした際の説明書では、買収の発議者は、大浦ではなくて林田とされていたが、②林田を罰金刑に処した第一審判決においては発議者は、林田ではなくて、大浦とされている。第二に、不起訴及び起訴猶予にするための正当性の根拠に問題はなかったかということである。

まず、第一の買収発議者の変更について裁判所の二つの決定文書から確認しておく。

大正四年九月二十一日 高松地方裁判所予審判事「予審終結意見書」

当時衆議院書記官長たりし被告林田亀太郎は、その形勢を察知し、利を以つてこれが不平議員を誘致するにおいては、容易にその多数を集合することを得て、国防上重要な該議案を可決するに至り、円滑に国政を進捗せしむることを得べしと思惟し、……当時、農商務大臣の職にありて政府党たる同志会を率い、主として議會操縦の任に当たれる大浦兼武に対しその由を申し出でたるころ、政友会が多数なることにより常に不便を感じいたる大浦兼武は、当時内閣においては官紀振興と政務の廓清を旨とし、いやしくも憲政の本義に背戻するがごとき政策は断じてこれをとらざる方針の確立せるものありたるにかかわらず、この機に乗じて政友会のこれら不平議員に手を下し、これを政府方に羅致するにおいては、一挙にして同会の多数を打破することを得べく、その結果は諸般の政策実施上、政府のため有利なるべきを思い、直ちにこれに賛同し、その資金の調達方を引き受け……同人の私宅及び貴族院大臣室において数回に金四万余円を林田亀太郎に交付し、林田は同期間に……数回にこれを白川……に交付し、……なお同人は私財を投じて増師案の通過に尽瘁したるもののごとく吹聴し、右資金の出所については一切口外せざるよう申し合せたるに、よくその意を諒したる上、被告林田よりその金額を受領し……。

大正五年六月五日 高松地方裁判所刑事部 判決

農商務大臣の職にありたる大浦兼武は、（政友会の増師案反対の）不平議員に対して利をもつてするにおいては、これら議員をして二個師団増設に関する政府案に賛成せしむることを得てこれら議員を政府側に誘致するを得べしと思惟し、同月十六、七日ごろ、林田を招き、白川らの行動を探知すべきことを依頼したるより林田は、これを諾し、（白川、増田らが）同志の糾合に努力しつつある状況を見、これを大浦に報告したり。ここにおいて大浦は、政友会所属の不平議員に金銭を与え、よつてもつて同議員をして二個師団増設に関する政府案に賛成せしめんと欲し、林田に対し、この内意を告げ、かつ議員に与うべき資金は、これを自己より支出すべきも、他に対しては、これを秘し、白川自ら支出するもののごとく装い、もつて増師賛成議員を糾合せんことを白川に囑りくれたしと依頼したるより、林田は承諾の上、再び厚生館に至り、白川、増田に対し、大浦兼武の言を伝えたるところ、白川及び増田は直ちにこれに賛同の意を表し、大いに活動すべき旨を述べ、かつその活動をなすについては、白川は朝鮮及び満州において土木請負その他諸種の事業に従事するをもつて、この関係を利用し、同人が二個師団増設に関する政府案通過の暁には事業上多大の利益を博するを得べきにつき、自己の私財を投じ該案の通過に尽瘁するもののごとく声言し、自ら表面に立ちて増資賛成議員の結束に努め、増田は裏面において白川を援助し、表裏相応じて、もつて政友会所属の議員を誘致すべき旨を答へたるより、林田は直ちにこの旨を大浦にいたしたり。ここにおいて大浦は、議員に与うべき資金として、同月十八、九日ごろより同月二十三日ごろまでの間に、同人の私宅及び貴族院大臣室において、林田に対し数回に約金四万円を交付し、これを白川等に伝達せんことを委嘱し、林田はこれを諾し、該金を受け取り、数回に白川及び増田の兩人に交付したり。よつて白川及び増田は、相共に謀り、犯意を継続して、増師案に賛成すべきことを約せしめたる上、これに対し贈賄をなし……これら議員は賄賂の要求または收受をなし、贈賄行為を犯したるものなり。

以上、買収の発議者の変更が明らかに認められる。大浦を不起訴・起訴猶予処分にしたのは、政府が高度な政治的決着を図ろうとしたからではなかつたか、そのために買収の発議者を、大浦ではなくて、林田に変えたと推測できる。これを裏付ける幾つかの傍証がある。以下に傍証の例を挙げる。なお、大浦が司直の手から離れば、あと

は林田の「寛大な処置」をどのように行うかが問題になる。

「原敬日記」(大正四年七月二十七日)

「鳩山一郎余が不在中東京宅に来訪せし由にて、本日腰越に来訪ありし杉中種吉の伝言によれば、鳩山が鈴木司法次官(鳩山の異母姉の夫)より聞きたる所にては、大浦問題に付司法部より議会閉場後間もなく、政府に對し、大浦処決して平穩を計りては如何と勸告せしも、大浦は、何ら疚しきところなしとて、その勸告を峻拒せしにより、司法部にて活動をなすに至りたるものにて、その後政府は、平沼検事総長、鈴木司法次官、中川検事正等を免職して事を埋没せしめんと図りたるも行われず。近ごろは大隈首相が鈴木を招き、他の者はいかに処分するも差支えなけれども、大浦だけは何とか穩便に取計らうようありたしと懇談せしも、鈴木はその道なきをもつて断りたり。今は政府もすこぶる狼狽の様子なり。ここ一兩日にして大いに発展すべしということなりと。」

時の検事総長の「平沼騏一郎回顧録」

「大浦を起訴猶予にしたのは、高度な政治取引であつたようである。大浦が議員に金をやって、軍備の拡張、すなわち師団の増設に賛成させたことがあつたんです。これはわいろで、議員瀆職です。これを反対派があばいたんです。あばかれてみれば、私も職務上黙っておれない。大浦は政治をやるのでも悪辣なことばかりやる。政府に反対する議員がおるといふと、元は警視總監をやつていて警視庁に勢力を持っていたから、すぐに警察力を使って、その人の行動を調べるのです。反対する議員を脅かしつけたもんです。中にはそれがために辞めた人もあります。辞めなければ裁くぞというのです。警察に力を持つとる人はそんなことは自由自在にできる。その力

を利用して自分の策略に利用するんです。私は、事が表面に現れた以上は、これをうっちゃっておくわけにはいきません。捜査の歩を進めてみたら、もう立派な証拠があるのです。なるべく刑事事件にせずに収めたいと思っただんです。それは大浦がいつまでも大手を振って政界にのさばっていることは許せません。だから、自分のやったことは悪かったということで政界を隠遁でもすれば、許してやろうと思っていた。片をつけたのは、大浦が政界を隠遁するという条件で不起訴にしたんです。大隈さんも、君の条件の通り将来、政界を辞めさせると言ったので、こういうことになった」。

平沼の言うように、「裁くぞ」という法的責任による強制力があつてはじめて、政治的責任をとらせることが可能になるのであろう。

林田亀太郎「明治大正政界側面史」（大正十五年）上巻五二五頁

〔犯罪の構成〕「同志の糾合に金員を提供することは政争の場合には常に見るところ、これら刑法上の苞苴贈賄であるとは記者（林田亀太郎）には少しも考えられなかった。これは実に迂闊千万であつた。これもそのはず、記者は法科大学にありて法学通論を学びし際、「当局の意思を左右せんがために金員物品またはその他の利益を提供することは、贈賄であつて犯罪となるが、当局の意思を左右する目的がなければ犯罪を構成せぬ」と教わっている。

しかるに本件のごときは議員と記者とは何ら当事者の関係なく、あまつさえ内閣大臣の金員を提供するが、当局（議員）の意思を左右せんのためではないから、その行為それ自身は犯罪を構成すべきものではない。したがつて長官の命を受けてこれを取り次ぎするのが何で犯罪であろうと固く信じていた。ところが、検事正は記者にわが刑法をひもとき「わが刑法では職務上のことに関して金銭の授受をすれば直ちに犯罪を構成することになつて

いて、その目的が当局の意思を左右するにあると否とは問うところではない。増師案を通過せしむるは内閣大臣の職責、しかして内閣大臣正犯で、君はその命を受けてこれを取り次いだとすれば従犯たるを免れない」と言われたときは、記者は実に喫驚した。果たしてしかりとすれば、記者たるもの、あに抗弁の余地あらんや。記者が一言の下に服罪したるはこれがためである。」(五二五―六頁)

したがって事件が落着すれば何らかの沙汰があるべきだというのであろう。

「記者の刑量(罰金百五十円)定まるや、直ちに日独事件の功賞金に預かった。記者は首相大隈伯に謁してこれを謝す。伯の曰く「今回の奇禍は実に気の毒千万、君の心事も君の潔白も検事総長の報告で一々承知している。実に検事の論告のごとく、君の行為は少しも私利私欲に出でたものでないから、君も自ら慰めてもらいたい。かの某大臣、某次官のごとき刑事訴追こそ受けないが、君とは全然その趣を異にしている。宮中におかせられても深く愍然思召されたのであるから、君もいよいよ忠勤を抽(ぬき)んずるよう」と諭された。記者は涙を払って天恩のかたじけなきを拝謝した。」(五五六)

以上は、大浦の起訴猶予がハイレベルの政治的決着であったことを裏付ける傍証である。大浦は、その後、政界にカンバックしなかった。政界で金が取引の材料にされるのは、大浦事件で終わらずに、その後ずっと今日まで、黒い噂は絶えないが、その噂の主の政治家が辞職したり、失脚したというニュースに接しないのは、政治的責任をとろうとする政治家がないことを意味するのであろう。大浦事件では大浦内相は辞職し、すべての公職から身を引き、政治的責任をとった、またはとらされたのである。

林田が最終判決で贈賄罪の従犯と認定されたことをここで再確認しておく。

高松地方裁判所判決

（法律新聞一一二三号、田宮裕「大浦事件」日本政治裁判史録」大正編 所収）

被告 林田亀太郎

主文

罰金百五十円

理由

林田亀太郎の行為は、被告白川友一及び増田穰三の贈賄行為を幫助したるものに係り贈賄罪の従犯なるをもって刑法第六十三条により同法第九十八条第一項の刑に照らし減刑すべきものなるも同法の規定は懲役刑と罰金刑とに付きその一を選択し科刑すべき規定なるをもって同法第六十九条により罰金刑を選択し同法第六十八条第四号を適用し減刑した。

予審決定ではあたかも林田が買収の発議者のように認定されていたが、判決では明確に大浦は主犯であつて、林田は従犯とされている。しかも林田について言えば、増師賛成派議員の切り崩し、すなわち政友会脱党のため金銭を交付したのであるから、職務に関する賄賂とはいえない。その点をおくとしても、大浦が正犯であつて林田は犬馬の勞をとつた単なる取次ぎ者にすぎず、従犯である。加えて、大浦はすでに板倉と直接連絡があつたのだから、

林田の行為は犯罪を構成しないとさえ言える。仮に有罪だとしても、大浦と同じく林田もまた官職を辞し、ひたすら悔悟の情を示したのだから、情状においては大浦と変わりがなく、最も寛大な刑が相当なのであろう(田宮裕 前掲書 一一八頁参照)。

仮に林田が従犯と認められないとするならば、逆に大浦を付帯犯として裁判所が職権的にこれを取り上げることができないか(「法律新聞」一〇三九)。付帯犯とは、裁判所がある事件の審判の途中で関連犯罪を発見したとき、不告不理の原則の例外として、検察官の起訴を待たず事件を取り上げることのできる場合を言う。学説上は現に被告以外の第三者たる共犯の事件は、付帯犯とはならないとされていたが、当時反対の見解に立って処理された実例もあつたので、大浦については一応それが期待された。林田を無罪にする主張はいずれも実現しなかつた。判決は罰金百五十円であつた。これは裁判官に許される「最も寛大な刑」と言えないであろうか。

四 事件の残した教訓

1 起訴便宜主義

次の問題は、大浦の不起訴、起訴猶予の正当性の問題についてである。不起訴・起訴猶予処分を正当化する論拠に「起訴便宜主義」が用いられた。起訴便宜主義には、軽微な事件にまで法律を厳格に適用せずに済ませるという意味の合理性があるが、他面、裁判によらずに刑事事件の運命を検察官の裁量にゆだねることから不公正さが生じやすい。殊に時の政治勢力によって司法権の行使が左右され、あるいは権勢による圧迫、情実による誘惑に歪曲される恐れがつきまとうのであり、さらに一般に刑の弛緩を招き、刑事政策の本来の使命を失わせる恐れがある。そ

ここでこれらの危惧を超越して起訴便宜主義が所期の効果を収めるためには、その前提として、檢察機関が真に信頼に足るものであることを要する。そして檢察の公訴権乱用を防ぐために適当な制度が法律上用意されてなければならぬ。（平出禾「起訴便宜主義」『刑事訴訟法研究』所収 七八頁）

檢察官に起訴猶予の裁量権を与える起訴便宜主義は、わが国では、明治十八年以來、「微罪不檢挙」の名の下に実務上広く行われてきた。そして、その数字は明治末期から飛躍的に増大する。ところが、学説は起訴法定主義こそ法の精神だと主張していた。この意味では起訴便宜主義は、学説に抵抗して実務慣行として行われてきたもので、初めから不安定な要素を蔵していたといえる。それへの批判が大浦事件以後、にわかには噴出したのである。そのような批判を制して、大正十一年の刑事訴訟法の改正で起訴便宜主義は明文に結実される。そのような結果は檢察権の強化を意味するように思われる。

刑事訴訟法（明治二十三年制定）は次のように規定する。

第六十二条 地方裁判所檢察犯罪ノ捜査ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ為スコシ

第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ予審判事ニ予審ヲ求ム可シ

第六十四条二項 被告事件罪ト為ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ為スコラス

第二百七十九条 犯人ノ性格、年齢及境遇並犯罪ノ状況及犯罪後ノ状況ニ因リ訴追ヲ必要トセサルトキハ公訴ヲ提起セサルコトヲ得

刑事訴訟法の起訴便宜主義を根拠とする尾崎法相の不起訴・起訴猶予処分に対しては、当時、専門家から、権力者への安易な適用を戒める強い批判があつた。

まず、佐々木惣一京大教授は、尾崎法相が不起訴処分を司法大臣の権限によって決定できることを前提として、その是非を論じているそのこと自体を問題にされた。「司法大臣がその権限によって大浦氏不起訴を決定しようとするれば、①司法大臣はその権限を越えた処置をしたことになる、②検事は不起訴にする決定権を持つが、大浦氏不起訴の場合のように、その決定が違法かどうか問われる」（「法律新聞」一〇四六号）。

乾正彦（法学博士）

「大浦氏があらゆる公職を辞し隠居したのを見て、改悛の情顕著と判断したのであろうが、適當の処置ではない。元来、どこを調べて悔悟したと認めたのか。自己の行った手段を悪事と認めず、ただ時の情勢上、やむを得ず、隠居したのかもしれない。さすれば、法の目的を達したとは言えまい。かかる千里眼的の決定は、司法官としては、周到の注意を欠いている。殊に、一般人に対して非常なる反感を抱かしたものは、社会政策上非常な失策である。金力と権力が万能でその暴力に苦しめられている者が多いときに、厳然として正義に與（くみ）する法律があるからこそ、信頼し安心していられるのである。しかるに高位高官にあつた者に寛にして、一布衣（ほい）の者に厳だとなると、人民は信頼すべき的（まと）を失い、不安と不平を感じずにはおられぬ。」

富田山壽京大教授（「法律新聞」一〇四〇号）

「大浦兼武氏起訴猶予問題について尾崎法相の説明が諸新聞に掲載せられているが、法相の説明によると、「起訴猶予に処したる重なる理由は、大浦氏が私利私欲のために贈賄罪を犯したものでないから、その犯状諒とすべきものがある。また大浦氏はすでに悔悟し、公職をすべて辞任・謹慎の態度を表し、再犯の恐れがないし、す

に刑罰の目的は達せられているから、刑事政策上起訴を猶予するが至当である。それが法の威力を示し、一般世人を警戒せしむるゆえんである」というにあるようである。しかし大浦氏が絶対的に私利私欲を離れて贈賄罪を犯したものであるとすることができようか。大浦氏が敵党たる政友会のために尽くした行為ならば、あるいは私利私欲のためにあらずとすることができてもいいが、同志会の領袖の一人として自党の盛大を図ることは、すなわち大浦氏その人の地位を確実にするゆえんである。ゆえに私利私欲を全く離れた行為とは言いがたいものと思う。

また、大浦氏が爵位を返上し、すべての公職を退き隠居謹慎をあらわしているから、その罪を問わぬということはいかん。いかにも再犯の恐れはないであろうけれども、隠居すると罪を免ぜられるということが、果たして至当であろうか。もし至当なりとすれば、いかなる罪を犯すも、改悛隠居すれば、刑罰は免かれるわけである。かくのごときことが法の威力を示したものであろうか。われわれは遺憾ながら、法の威力を損ずるの甚だしきものと信ずるものである。

今回の瀆職事件の予審決定書に明記せるを一読すれば、大浦氏は起訴せらるべき犯罪条件を具備している。条件の具備せる以上は、必ず起訴すべきものである。これを猶予するときには断じて不可なることは、法律の示すところによつて明々白々である。もしその情を諒として猶予すべき必要ありとすれば、検事の手を離れ、公判の結果、裁判官が刑の執行猶予を判決すべきものであると思う。これを起訴猶予をもって葬りさらんとするに至つては、実に法律を無視せるの甚だしきものと言わねばならぬ。

起訴不起訴の問題については、法学者間に二様の解釈あり。法定主義を唱うるものは、訴訟条件と処罰条件を

具備せる以上は、必ず起訴すべきものと主張し、任意主義を標榜するものは検事の自由裁量を認めておる。われわれ学徒は法定主義を是なりとするものであるが、仮に一步譲つて任意主義をもつて大浦氏の事件を見るも、なお起訴猶予とするは不当である。任意主義が検事の自由裁量を許すのは瀆職罪のごとき公けの犯罪者を不起訴とせしむるものでない。ただ微罪検挙の煩雜を避くるために比較的軽き犯罪者に対する手加減を目的とするにすぎない。これを天下の耳目を集中せる大問題に應用せんとするは、任意主義を曲解せるものにして、その弊害たるや実に甚だしきものと言わねばならぬ。尾崎法相は大浦氏の起訴猶予は、法の威力を示すゆえんであると説くが、これが真に法の威力を示すものであろうか。

瀆職罪のごときは、殊に厳正に処分せなくては法の威信をますます失墜することをわれわれは信ずるものである。大浦氏の功勳を挙げて、その不起訴を至当とするものもあるも、功勳に対しては、国家は相当の待遇をもつてしておる。また國務大臣を刑罰に処するは国家の体面を汚す故に不起訴とするというものもあるが、立憲法治国でありながら國務大臣なるが故に、さらにその罪を不問に付するは、さらに一層国家の体面を汚損するの甚だしきものと言わねばならない。

要するに、私人としての大浦氏には多少同情の余地あるも、学徒としての立場から今回の起訴猶予問題を見るときは、法を無視しその威信を損すること甚だしく、実に司法権の独立を危うくするものである。司法権独立の急務はすでに国民の世論となりつつあるから、これを保障する法律の完成にわれわれは努めねばならぬ。」

こういう主張に対する牧野英一教授等の反論、さらに再反論が新聞紙上及び学界誌上で激しく展開されたことを

記して次に進むが、富山教授の次の指摘は、政治家の責任を考える上で逸せないとされる。

①起訴猶予は、往々検事の専横を招き、殊に一部政治家によりこれを利用される恐れがある。②国家政策上、起訴を猶予せざるべからざるとする例の中に、「内相がある主要な政府案の通過を図るがために、金銭をもって議員を買収した事件」を含めるのは理解できない。③国家の体面を害する例の中にいわゆる「臭い物に蓋」をし、政界の腐敗を隠蔽して司法と法律との頹廃を招くことを憂慮する。（「京都法学会雑誌」一一卷二号 二五卷一号）

2 政府機密費の使途

次に買収費の出所の問題であり、具体的には機密費の使用は議員買収に認められるのかという点である。議員の買収が当時幅広く行われていたことは、ほぼ公知の事実であった。政府は、「議員買収」ではなくて、「議会操縦」の費用として機密費を用意して使用していたものと推測される。それは、次の①七月二十八日の林田の東京地方裁判所検事局に出頭して行った陳述、瀆職事件の被告として、東京地方裁判所潮予審判事の取り調べを受けた際の訊問調書に明らかにされている。

大正四年七月二十八日 林田亀太郎の陳述意見（二一七〇）

一

昨年十二月中ごろ、議院内と思う。白川友一が、自分に対し、一芝居を打ちたしと思う。四、五十人の同志を糾合して議会の解散を免れたしと思う。それについては軍資金が入用だが、金策できずや。後日自分に金融できれば返金するからと申

し出しました。自分は、当時の情勢は、内心、増師案に賛成しおるも、党派の庄迫その他種々の事情のため余儀なく反対する者少なからず。これらを糾合するときは優に一勢力を作り得べしと思いたる故、これに賛成し、さしあたり金三千円を同人に渡しました。

議会開会中は、若干の機密費を議会操縦係より預かりおることがあります。その際も預かりおりし機密費中より右の三千円を支出したわけであります。元来、いずれの政府にも議員操縦係なるものがありますが、その際は大浦子爵がその係にして、機密費も同氏より預かっておりました。機密費は自分の専断で支出するも差し支えないものであります。しかも専断で支出した件は一々操縦係に報告せねばなりません。

二

右三千円を白川に渡すや、直ちに大浦子爵に会い、白川が一芝居打つというから、いかなることをするか知らざるも、とりあえず三千円を渡しおきたる旨報告しました。その後一兩日を経て、白川より同志糾合についてはまとまった金が要るから心配してくれよとの申し出ありたるにより、その通り大浦子爵に話したるに、同子爵は、内閣ではむしろ議会の解散を希望しておるから、議員の買収は一切やらぬ方針であるが、君が白川を信用してやるならば干渉はせぬ。金は自分が心配するからと言われました。よって八月二十二、三日ごろまでに四、五度、大浦子爵より金を受け取り、白川より請求ある都度、同人に渡しました。その額は通計三万二千円なりと思えます。もつとも、最初三千円のときは、自分の金のようにして白川に渡したるも、後には大浦子爵より出でたる金なることを同人に打ち明けました。

三

その後二十五、六日ごろと思う。議院内書記官長室なりしと記憶す。白川が来たり、かの金はいまだ精算勘定は済まざるも、一万五、六千円は残る見込みなるが、大浦子爵にはお目にかからぬから、そのうち行って自分の精神も吐露したいと思ひおる故、その際右残金もお返しし、決算書も御覧に入れたしと思うと言いますから、自分はそれがよかろうと同意しました。その後、白川よりは何も聞かざるも、本年正月ごろ、大浦子爵に会いたる際、同子爵は、白川はああいう業態に似合わない正直なやつであるとほめておられましたから、白川はその通り実行したことを思っております。

大浦子爵に白川が右残金を返したる際、同子爵が白川にそのうち何ほど分与せられたるや、自分は知らず、しかも昨年末か本年になつてのことか、確かに覚えざるも、丸亀新聞経営のため同子爵より特別の寄付金をもらうたと白川が言うておるを聞きました。

四

白川が自分より渡した金のうち一万円を板倉中に渡したりとのことは、白川よりはかつて聞きません。二十三日ごろの夜遅く、白川が板倉と争論したりというて、自分方に来たり、一芝居打つと思つたが、駄目だと言ひ、怒つておりました。

大正四年七月二十七日 林田亀太郎訊問聴取書（二一七二）

問 議員を買収するという話があつたのではないか。

答 その当時、政友会は政府提出の増師案に反対する形勢を示しておりましたが、白川友一は、政友会所属議員中増師賛成の者少なからざるも、党議を拘束されて公然反対意見を立つることができずにいるのである。かような者を糾合するは、一芝居できるかもしれないと申しました。それで私は、国家のため何分尽力を頼むと申しましたが、議員を買収せよなどとは申しませんでした。

問 白川は、その際、何人ぐらい糾合できると申しておつたか。

答 三、四十人ぐらいはすでに同志の者があると申しておりました。

問 被告は白川に対し国家のために何分頼むと申したとすれば、被告も増師に賛成意見を有していたのか。

答 私は増師に賛成の意見を有しておりました。加えて、議員を党議をもって束縛するのは憲法の精神にもとると信じますから、白川が党議の束縛を受けず自由意見によつて行動するという議論を立てたから誠に適當のことと思ひ、右のように申したのです。

問 被告は白川に金三千円を渡したことがあるか。

答 昨年十二月十九日と思います。場所は議院でありましたか、そのほかでありましたか、よく記憶しませんが、白川はこの話の継続として、私に向かい、同志を糾合するについては事務所を設け集会をなし、印刷もいたさねばならぬから、軍用金が必要である。何ほどか金を出してくれと申しました。よって私は、手元にあった機密費の三千円を同人に渡ししました。

問 その機密費は政府から受け取ったものか。

答 さようです。議員の操縦係である大浦子爵より受け取っていた金です。

問 いずれの内閣のときも衆議院書記官長に機密費が渡っているのか。

答 さようではありません。私を信用する内閣のときだけ機密費を渡されているのです。

問 衆議院書記官長はいずれの政派にも属せず公平であるべきものであるから、時の内閣のために操縦係より機密費を受け取って、これを内閣側の利益のために使用するというようなことはないわけではないか。

答 職務上から申せば、さようです。しかし操縦係に特に頼まれれば、職務外に多少の尽力はいたします。

問 白川に三千円を渡したことを大浦子爵に報告したか。

答 直ちに報告したと思います。

問 その後また白川に金を渡したではないか。

答 白川は同志の糾合についてまとまった金が要するというたから、その後十二月二十三日まで、数回に二万九千円を渡しました。しかしてその金は、白川に直接に渡した分もあり、白川の代人として増田穰三が来たから同人に渡した分もあります。今、詳細を記憶しておりません。

八月二十日 林田亀太郎検事調書（四一四六）

問 白川に最初渡した三千円は、これまで被告が申し立てるがごとき性質の金なりや。

答 前回申し上げた通り、子爵から子爵邸または貴族院大臣室で金を受け取り、白川等に光琳または厚生館で渡した総額は、昨年十二月十七、八日ごろより二十二、三日ごろまでの間に、お尋ねの三千円も合して、約四万円になることは、相違ないのであります。この三千円も他の金と等しく、決して自分の計らいで出したものでなくして、すべて子爵の命により出したものに相違ありません。すべてこれらの金の性質については、すでに申し上げましたとおり、政友会切り崩しのために増師賛成者に与うるものなりしことは、相違ありません。ゆえに、この三千円の点に関し、これまでの申し立ては、訂正します。

問 白川または増田から受け取った受取りようのものは、すべて子爵に引き渡してあることは相違ないか。

答 相違ありません。しかしながら、それらの受取りその他本件に関するすべての書付けは、全部引き破って捨ててしまつたと子爵が言うておられましたから、何ら保存してあるものはないと信じます。

問 最初、白川に渡した三千円は、事務所費、印刷費等であつて、手元に預かつておつた機密費中より自分の計らいで出したものであると申し立てたが、何故かかる偽りを申し立てたか。

答 このほか、なお二、三間違つたことを申し立てておりましたが、これは別に深い考えのあつたわけではないのであります。全く真実の申し立てをせんか、累を子爵に及ぼさぬようを考慮し、なるべく子爵に不利益のないよう申し立てておりました次第で、これらの点は、すべからず自分の立場を御了察願います。

問 昨年十二月二十七日ごろ、子爵邸で増田に会つたと申し立てたが、それは三十一日のことでなかつたか。

答 三十一日ではありません。増田に会つたのは二十七日のことであります。

問 何用あつて子爵邸に行つたか。

答 議会中の事務局の庶務報告のためであります。

問 切り崩しに関係した用件ではなかつたか。

答 切り崩しに関することは、子爵と直接に時々相談して行つたことであるから、別に何ら報告する必要はありませんでした。しかしして金のことについては、白川より直接に子爵に報告することになっておりましたから、自分から別に何らの報

告をなす必要は認めませんでした。

このように機密費を自分で渡したとする林田の証言は、大浦不起訴後に、何ゆえか、本人によって「偽り」であったと訂正されている。「最も寛大な刑」に向けての検事の誘導訊問のような気がする。

原敬は機密費の用途を明らかにすることに疑問を抱いていた。「大浦は白川一万円事件進行中、板倉等の事件を生じたり。……要するに大浦は無学にして、ただ敵党を倒すことを知りて、憲政を解せず、ゆえにかくのごときことをしでかしたりと言いたるに、(元老)山縣は、今なお大浦を信じおると見え、機密金の用途まで取り調ぶることとなるは困ったものなりなどと言えり」。(「原敬日記」大正四年八月十八日)

「原敬日記」には、また、第二次伊藤博文内閣の書記官長を務めた伊東巳代治の話が書かれている。「(元老)山縣が伊東に対し、大浦のごときことは自分のときも伊藤のときもなしたり。機密金の支払い先まで取り調ぶようになりては困ったものなりと言うにつき、伊東は、当時書記官長としてそのことに干与せしも、今日のごとく直接議員の買収をなしたることなく、党の幹部とは肝胆相照らして、その是なりとする政策を援助せしにより、政府もこれに報いたることあるも、決して個人の買収をなして瀆職法に触るるとき所為をなしたることなしと痛くこれを論じた」(大正四年八月二十一日)。

刑法学者大場茂馬(法学博士)の機密費に対する意見は厳しい。「林田氏及び大浦氏の罪は、単純なる贈賄罪というがごとき軽微の罪でなくして、旧刑法時代の語をもってすれば、監守盗である。新刑法の語をもってすれば、公務上の横領であって、重罪手続をもって審問をなすべき重大事件である。大浦、林田両氏は、官吏として、その職

務上、監守するところの金銭、すなわち機密費を不正に使用したのである。その罪は、旧刑法によれば、六年以上八年以下の軽懲役に該当する。新刑法によれば一年以上十年以下の懲役をもって処罰すべき重大犯罪である。それは、林田氏の供述に、議員操縦係である大浦子爵から受け取った機密費三千円を、白川など操縦のため使用した旨の白状にして、疑いを入れるべき点なしとすれば、大浦、林田両氏にも重大犯罪あることは疑いなしとせざるを得ない。……すでに三千円が機密費であるとすれば、残る二万九千円の金もまた機密費から出たものと疑われる。当時、大浦兼武は農商務大臣であった。農商務省には機密費はないはずである。しかるに大浦氏が機密費を使用し得たというのは不思議である。各省にして機密費のあるは、内務省、外務省、司法省、内閣である。元来、機密費を持たない大浦農商務相が数万円の機密費を支出したとせば、一応異様に考えられるが、同氏が政府のため議員操縦係を承り、政府反対の議員を買収するためにこれを支出したりと仮定すれば、右機密費は、内務、外務、司法及び内閣の機密費のうちより流用したかのように疑われる。この疑いにして事実合するものとすれば、それこそ由々しき一大事である。自己の所管以外の機密費を流用する場合は、各関係大臣の同意を得ねばならぬことである。しかもその数万円を一時に支出する場合には、各関係大臣はもちろん、主なる大臣も熟議を遂げた上でなければならぬように思われる。……関係各大臣は、官金を横領した重罪人たる嫌疑は当然受くべきものであると思う。尾崎法相も重大犯人たるの嫌疑を受けねばならぬように思われる。この重大犯人の嫌疑を受けねばならぬような噂のある尾崎行雄氏が司法大臣として大浦兼武氏を微罪不検挙処分付すべしと指揮したりとすれば、何人もその不法に驚くであろう。……尾崎法相をしてこれを微罪として不検挙に終わらしむるに至ったのは奇怪千万である。尾崎氏が、検事に対して起訴の手續に及ぶべきことを命じ、自身また嫌疑を受けたときは、潔く法廷に立つて審判を

受けることが、墮落の極に達する政治道徳に対する一掬（きく）の防腐剤ともなるであろう。」

新聞記者徳富猪一郎も、史家の立場で「豺乎狼乎」（さいこうろうこ）と題して大浦事件を舌鋒鋭く批判した。「大浦が最後の行動にして、もし男児らしきものとせば、一切の罪を大浦に嫁して知らぬ顔を極め込むのみならず、公然大浦の罪を鳴らして、自ら責任なしと弁疏（べんそ）する大隈以下閣僚の行動は、実に女々しきの至りならずや。當時農相なりし大浦の使用したる金銭は大隈内閣の機密費ならずや。しかしてその機密費は衆議院書記官長林田の手を経て、分配、授受せられたるにあらざや。しかして大浦より林田に交付したるは、あるいは自邸において、あるいは貴族院大臣室においてしたるにあらざや。機密費は誰の物ぞ。貴族院大臣室は誰の室ぞ。かかる明白なる事あるにかかわらず、これただ大浦一個の了見には、勝手に行ひたるものと推定するを得べきや。いわゆる鈴を盗んで耳を掩ふとは、この事にあらずや。しかも自ら政治的清教徒をもって任ずる大隈以下の閣僚にして、何んぞその行動の卑怯未練なるや。……尾崎及びその一派が総選挙の前後においていかなる行動をなしたるかは、天知る、地知る、人知るなり。……もし買収をもって政界に容るべからざる大罪とせば、その犯罪者は決して大浦一人にとどまらじ。知らず政友会の領袖は、自らその手の清浄なるを神明に誓い得るや。」（徳富猪一郎「大正政局史論」三七七）

終わりに

二十一世紀を迎えた今年二月二十八日、参議院予算委員会で、KSDをめぐる政界汚職事件の真相究明のために証人として出席した前参議院議員村上正邦氏は、現金五千万円授受については、「記憶にございません」と間接的に否定したが、検察側の調査では、参議院議員会館の一室で同氏に手渡されたことが明らかにされている。大浦事件

は、今からほぼ百年前の出来事である。「国権の最高機関」である国会でこの間行つたばかりの証人喚問と、明治憲法下の天皇の「翼賛機関」であり、証人喚問権を認められない議会で、檢察調書とほとんど変わらない事実を関係者から聞き出した事実を比べてみて、空恐ろしさを感じる。

議会の内相弾劾は失敗したが、その積極的な活動は真相究明に大きく影響し、院外の世論を動かして、内相を退陣に追い込んだ。東京朝日新聞の「大浦内相辞職」はこの点を評価した。

「忌わしき瀆職問題のために閣員の引責辞職を見るは、吾人の甚だ遺憾とするところなれども、その結果、政界の廓清に幾分の効驗あるを疑わず。けだし政府が反対党の議員を買収して重要な議決の通過を図るとか、もしくは選挙に際し、黄白を撒布して味方議員の当選を企つとかいうことは、従来しばしば世上に伝えられたる風説なり。吾人はこれを聞くごとに、憲政のため深くこれを遺憾とせざるあたわざりき。しかるに今やこの事件のために重要な閣員は責めを引きて辞職し、まさに内閣の運命にまでも累を及ぼさんとす。これが政界の清涼剤となりて、幾分か廓清の効あるは疑うべからず。吾人はこの意味において今回の事件を善観す。」

また、萬朝報「大隈内閣の総辞職」は、「代議士の瀆職事件は、林田衆議院書記官長の収監となり、大浦内相の辞任となり、ついに大隈内閣の総辞職となった。……本来、代議士の瀆職は、わが帝国議会の宿弊であつて、第一議會以来、忌むべき風説は、絶えず国民の耳に響いたものだ。第一次山縣内閣は自由党を買収して難関を切り抜けた。第二次伊藤内閣は陸奥伯の手を通して自由党を操縦した。松隈内閣において高島子は盛んに自由党と国民協会の馬骨を集めた。第二次山縣内閣は星亨の手を通して憲政党を御用党とした。およそ情意投合と称し肝胆相照らすと号し、提携と言ひ、妥協と言う。必ず黄金のこれに伴わざるはなく、醜聞のこれに従わざるはなかつた。代議士の瀆

職を罰するの法律が制定されても、しばらくはそれが空文のごとくに見えた。日糖事件が起こって初めて代議士が民間会社もしくは個人の請託を受けることを恐るるに至った。しかしながら、なお政府から買収されることは安全なりと考えていた。政友会の内閣時代に、反対党を懐柔してその党勢を拡張したことは、世間に隠れもないことで、この懐柔策の多くが瀆職罪とならなかったのを見て、政府からの勧誘に対してはいつでも応ぜんと思うていた代議士が多かった。しかし、今回は、反対党が政府党となった場合に、この瀆職罪が成立したのだから、一方から見れば、代議士の瀆職制裁史に一進歩を来たものと言うこともできるであろう。」と評価しながらも、他方で、「わが司法権の背後に、反対党の糸が繋がっておらぬかとの疑問」を提起し、「もしもわが司法権が政争の具に供せられて、内閣交代ごとに犯罪者を出すということになったならば、それこそ憲法政治の危機である。政府が司法権に干渉するのによくないが、反対党が政争のために司法権を動かすに至っては、実に恐るべき罪悪である。」と注意を喚起することを忘れなかった。

大浦事件は、今日、政治家の法的責任と政治的責任を考える際に学ぶべき多くの教訓を蔵している。それが本稿で大浦事件を取り上げた理由である。

参考文献

- 富田山壽 学徒の見たる司法権独立問題 京都法学会雑誌 10巻 大礼記念号
牧野英一 刑事訴訟法と微罪不検挙主義 法学志林 17巻10号
富田山壽 起訴猶予に就いて牧野博士の「刑事訴訟法と微罪不検挙主義」を読む 法学新報 25巻11号
牧野英一 起訴猶予に就いて富田教授に答ふ 法学志林 17巻12号
富田山壽 「再び起訴猶予に就いて（牧野博士の答を読む） 京都法学会雑誌 11巻2号